給与支払報告書（個人別明細書）の記載方法

記入に当たっては国税庁作成の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」や下記の書き方を参照して、記入誤りの無いようお願いします。

①住所・氏名
住所・氏名は令和6年1月1日現在の状況で記入してください。

②個人番号
給与の支払を受ける方の個人番号を記入してください。

③所得控除の額の合計額
給与所得控除後の金額から差し引かれる基礎控除等、控除したすべての合計額を記入してください。

④源泉徴収税額
住宅借入金等特別控除がある場合、その金額を除いた金額を記入してください。

⑤（源泉）控除対象配偶者の有無等
配偶者控除を受ける場合は有に「○」を記入してください。老人の欄は配偶者が70歳以上(昭和29年1月1日以前に生まれた人)の場合に「○」を記入してください。

⑥配偶者（特別）控除の額
所定の計算によって算出された配偶者（特別）控除の金額を記入してください。

⑦特定扶養
扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の人(平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた人)の人数を記入してください。

⑧老人扶養
扶養親族のうち、70歳以上の人(昭和29年1月1日以前に生まれた人)の人数を記入してください。同居されている人については「内欄」にその人数を記入してください。

⑨その他の扶養
特定・老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の人数を記入してください。
※16歳未満扶養親族の人数はこちらには含まず、⑩に記入してください。

⑩16歳未満扶養親族の数
扶養親族のうち、16歳未満(平成20年1月2日以後に生まれた人)の扶養親族の数を記入してください。

⑪障害者控除
特別障害者が同居している場合は、特別障害者「内欄」にその人数を記入してください。
例：扶養親族3人のうち1人が同居の特別障害者である場合

控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）								16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）			
特定		老人			その他				特別			その他
⑧ 人	従人	⑨ 内	① 人	従人	⑩ 3 人	従人	人		⑪ 内 1	人 1	⑫ 人	人

老人扶養親族(昭和29年1月1日以前生まれの人)のうち障害者に該当する人については、次のように記入してください。
例：別居老人3人のうち1人が特別障害者である場合

控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）								16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）			
特定		老人			その他				特別			その他
⑧ 人	従人	⑨ 内	① 3 人	従人	⑩ 人	従人	人		⑪ 内 1	人	⑫ 人	人

⑫非居住者である親族の数
配偶者控除の対象となる配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者の方がいる場合には、その人数を記入してください。

⑬社会保険料等の金額
社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の合計額を記入してください。小規模企業共済等掛金がある場合はその金額を上段に内書してください。

社会保険料等の金額
㉓内 千 円
40,000 ←小規模企業共済等の掛金
140,000 ←合計額

給与支払報告書は、最新様式を使用してください。

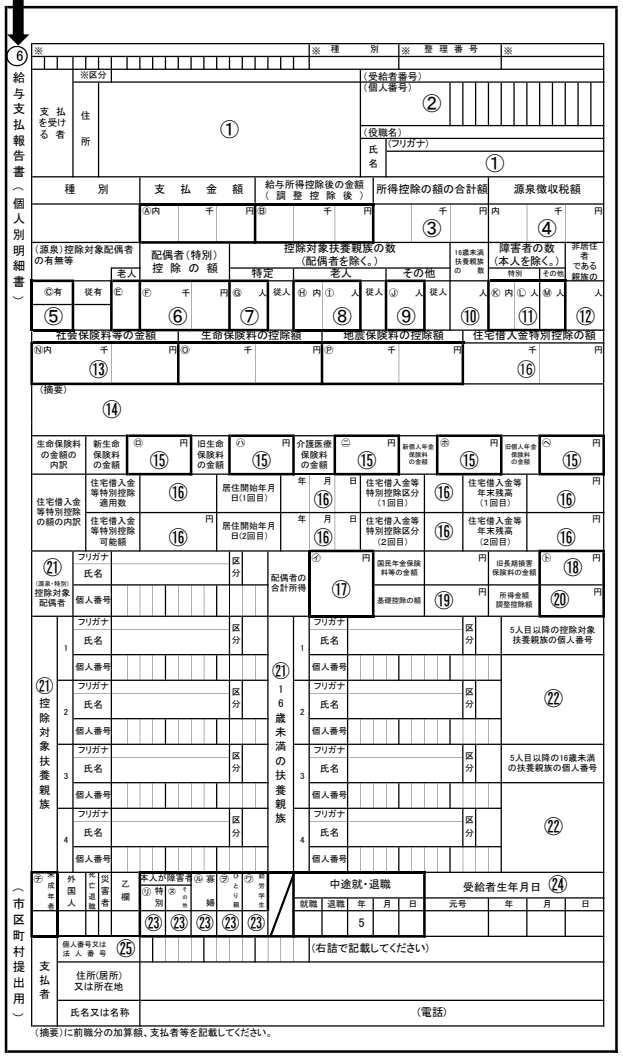

※原則、特別徴収となります。普通徴収希望の場合は、必ず「摘要」欄に「普通徴収」と記載してください。

⑭摘要
1. **中途就職した人の前職分を合わせて年末調整をした場合**
前職分の給与金額、徴収した税額、社会保険料等の金額、前職の名称等を記入してください。**（前事業所分との重複課税防止のため必ず記入してください。）**
2. **所得金額調整控除の適用がある方**で、該当する要件が「扶養親族が特別障害者」または「扶養親族が23歳未満」であり、㉑の欄にその扶養親族の氏名が記載されていない場合は「氏名（調整）」と記入してください。
3. 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合
5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記入してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、㉒に記入する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。
また、16歳未満の扶養親族の場合には、氏名の後に「年少」と記入し、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者の場合にはその旨を記入してください。
例：（1）氏名 （2）氏名(年少) （3）氏名(非居住者)
※個人番号については、この欄に記入せず㉒に記入してください。
4. 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除きます。）がいる方で、その配偶者の方が⑪の欄に記入者した障害者である場合に、「氏名（同配）」と記入してください。また、当該配偶者が国外に居住する非居住者の場合には、その旨を記入してください。
5. 退職手当等の支払を受ける配偶者（退職所得を除く合計所得金額が133万円以下であるもの）または扶養親族がいる場合は、「(退)氏名」と記入し、その他必要事項を記載してください。詳しくは国税庁HP掲載の「源泉徴収票の手引き」をご確認ください。

⑮生命保険料の金額の内訳
各種保険料の金額欄に生命保険料の控除額の欄の金額に係る保険料の金額を全て記入してください。

⑯住宅借入金等特別控除の額の内訳
各欄について、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照して記入してください。
※個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の算出に不可欠な内容のため、省略等の無いよう正確に記入してください。

⑰配偶者の合計所得
控除対象配偶者または配偶者特別控除対象者の方の合計金額を記入してください。

⑱旧長期損害保険料の金額
地震保険料の控除額のうちに平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る控除額が含まれている場合には、当該長期損害保険料の金額を記入してください。

⑲基礎控除の額
「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。ただし、基礎控除の額が48万円の場合には、転記する必要はありません。

⑳所得金額調整控除額
所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。（年末調整をした受給者のみ）

㉑控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族
それぞれ控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者である場合には、区分の欄に「○」を記入してください。
※同一生計配偶者の対象となる配偶者の氏名は、⑭に記入してください。控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の方については⑭㉒に記入してください。

㉓本人障害控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除
該当する場合に「○」を記入してください。（従前の寡夫、特別寡婦はひとり親に該当します。

㉔受給者生年月日
本人の確認に必要な事項です。必ず記入してください。元号は和暦（大正、昭和、平成、令和）で記載してください。

㉕支払者の個人番号又は法人番号
給与支払者の個人番号又は法人番号を記入してください。なお、個人事業主の方で個人番号を記入する場合には、左端を1文字空けて記入してください。